

第 1 回

高知県談合防止対策検討委員会

日 時 令和 4 年 12 月 8 日 (木)

10:00 ～ 12:00

場 所 高知市本町 5 丁目 6 - 42

高知会館 3 階 飛鳥の間

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

高知県土木部長 荻野 宏之

3 委員の紹介

4 委員会の設置及び運営について

5 委員長選出

6 議 題

- (1) 公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の対応について【資料1、資料2】
- (2) 平成23年度高知談合における措置及び談合防止検討委員会の最終報告への対応状況について【資料3-1、資料3-2】
- (3) 地質調査委託業務の入札状況について【資料4】
- (4) 全国の談合防止対策の実施状況調査について【資料5】
- (5) その他【資料6】

7 閉 会

高知県談合防止対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）における談合防止対策を検討するため、高知県談合防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、県が発注する建設工事及び委託業務に関し、談合防止に向けた対策その他入札契約制度の改善策等について検討し、知事に対して意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議は原則非公開とし、情報の公開に関しては、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月1日知事決定）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部土木政策課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年11月25日から施行し、令和6年12月7日をもって廃止する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

高知県談合防止対策検討委員会委員名簿(五十音順)

任期 令和4年12月8日から令和6年12月7日まで

NO	氏名	役職等	区分	備考
1	稲田 知江子	弁護士 ひいらぎ法律事務所長 元日本弁護士連合会会長特別補佐 元四国弁護士連合会常務理事	有識者	高知県建設工事紛争審査会会長代理 高知県収用委員会委員 高知県都市計画審議会委員 元高知県談合防止対策検討委員会委員
2	奥村 陽子	税理士 奥村陽子税理士事務所長	有識者	高知県監査委員
3	近藤 啓明	弁護士 近藤啓明法律事務所長 元高知弁護士会長	有識者	高知県建設工事紛争審査会会長 高知県収用委員会委員 元高知県談合情報等審査会委員
4	田中 庄司	自動車安全運転センター高知県事務所長	有識者	元高知県警察本部刑事部長 元高知県警察本部警備部長
5	中村 智砂	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団専務理事 こうち男女共同参画センター「ソール」館長	有識者	元高知県会計管理者
6	那須 清吾	高知工科大学 経済・マネジメント学群 地域連携機構社会マネジメントシステム研究センター 工学博士 教授	学識経験者	四国地方整備局総合評価委員会委員 高知県公共事業再評価委員会委員長 高知県道路アセットマネジメント検討委員会委員長 元国土交通省姫路河川国道事務所長
7	山本 洋子	不動産鑑定士 元(有)瑞穂不動産鑑定取締役	有識者	高知県収用委員会会長代理 元高知県談合情報等審査会委員 元高知県談合防止対策検討委員会委員
8	渡邊 法美	高知工科大学 経済・マネジメント学群 大学院起業マネジメントコース 工学博士 教授	学識経験者	四国地方整備局総合評価委員会委員長 高知県土木部総合評価委員会委員長 元高知県談合防止対策検討委員会委員

公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の対応について

1 経緯

(1) 公正取引委員会立入検査

① 令和4年10月25日(火)

- ・ 公正取引委員会が、県内の地質調査業務を請け負っている測量会社など(十数社)に対して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反の疑いで立ち入り検査を実施。

② 令和4年10月26日(水)

- ・ 公正取引委員会から県に対して、地質調査業務の入札に関する書類の提出について協力要請あり。
平成29年度から現在までの地質調査業務の入札状況一覧(システム出力一覧は提出済み)、その根拠資料及び根拠規程等。

(2) 今後の見込み

- ・ 他県の近年の事例では、立入検査から行政処分までにかかる期間が1年5か月～3年以上となっている。
- ・ 建設工事関連の近年の事例では、8か月～1年8か月。
(別紙「近年の公正取引委員会の立ち入り検査状況」のとおり)

2 今後の対応

高知県談合防止対策検討委員会を設置し、県が発注する建設工事及び委託業務に関し、次の項目など談合防止に向けた対策、及び入札契約制度の改善策等についてご意見をいただき、それを踏まえた談合防止対策を実施する。

- (1) さらなる法令遵守の徹底
- (2) 入札契約制度の見直し
- (3) 独占禁止法違反に対するペナルティの強化
- (4) 談合情報対応マニュアルの改訂 など

近年の公正取引委員会の立ち入り検査状況(都道府県発注分)

発注者	業務内容	内容	立ち入り検査	措置 (排除措置命令及び 課徴金納付命令)	検査から措置 までの期間	違反事業者数	排除措置命令 対象事業者	課徴金納付命 令対象事業者	課徴金額
愛知県又は岐 阜県に所在す る病院	医療業務	受注予定者を決定し、 受注予定者が受注でき るようにしていた。	令和元年5月14日	令和4年10月17日	約3年5か月	2社	1社	1社	1億2134万円
広島県又は広 島市	コンピューター 機器		令和2年10月13日	令和4年10月6日	約2年	実数11社 (延べ17社)	実数11社 (延べ17社)	実数6社 (延べ9社)	5682万円
国又は地方公 共団体	群馬県に所在す る施設の機械警 備業務		令和2年9月30日	令和4年2月25日	約1年5か月	7社	6社	4社	1480万円

建設工事関連の近年の公正取引委員会の立ち入り検査状況(都道府県発注分)

発注者	業務内容	内容	立ち入り検査	措置 (排除措置命令及び 課徴金納付命令)	検査から措置 までの期間	違反事業者数	排除措置命令 対象事業者	課徴金納付命 令対象事業者	課徴金額
宮城県、宮城 県大崎市又は 土地開発公社	建設関連業務	受注予定者を決定し、 受注予定者が受注でき るようにしていた。	平成29年11月14日	平成30年7月26日	約8か月	実数19社 (延べ26社)	実数17社 (延べ23社)	実数6社 (延べ7社)	2503万円
東京都、成田 国際空港(株) 等	舗装工事		平成28年8月2日	平成30年3月28日	約1年8か月	実数9社 (延べ23社)	実数6社 (延べ14社)	実数9社 (延べ16社)	7億7065万円
地方公共団体 等(※)	園芸用施設 建設工事		平成27年10月6日	平成29年2月16日	約1年4か月	7社	6社	6社	5億9253万円

(※)みやぎ農業振興公社に委託していた補助事業であり、施工場所は宮城県又は福島県

高知県における測量・建設コンサルタント等事業者の入札参加資格者数等の推移

資料 2

1. 入札参加資格者数等の推移

資格区分	地域	業務区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
入札参加資格	県内	測量業務	76(76)	71(71)	73(73)	70(70)	72(72)	71(71)	72(72)	70(70)	70(70)	64(64)	61(61)
		建築関係建設コンサルタント業務	123(105)	110(92)	112(94)	112(94)	118(99)	113(96)	115(98)	116(96)	122(99)	118(97)	121(98)
		土木関係建設コンサルタント業務	81(34)	75(35)	76(36)	71(35)	74(35)	73(35)	76(34)	74(36)	77(37)	70(37)	73(38)
		地質調査業務	35(15)	30(15)	31(15)	33(15)	33(14)	33(15)	35(15)	34(15)	35(15)	34(16)	34(16)
		補償関係コンサルタント業務	82(42)	76(41)	77(41)	69(40)	71(40)	68(40)	69(40)	65(40)	65(40)	61(38)	61(38)
		土木関係その他業務	77(4)	68(4)	69(4)	65(4)	67(4)	68(4)	70(4)	68(4)	69(4)	63(4)	64(4)
		その他	12	11	11	12	12	13	14	15	15	15	15
	県外	測量業務	206(206)	127(127)	133(133)	122(122)	128(128)	114(114)	122(122)	119(119)	124(124)	110(110)	113(113)
		建築関係建設コンサルタント業務	182(174)	146(91)	150(93)	142(92)	150(98)	145(100)	151(106)	132(94)	142(103)	146(106)	151(111)
		土木関係建設コンサルタント業務	261(261)	231(231)	242(242)	223(223)	235(235)	233(233)	244(244)	236(236)	246(246)	234(234)	241(241)
		地質調査業務	127(127)	113(113)	113(113)	110(110)	114(114)	109(109)	115(115)	115(115)	116(116)	107(107)	108(108)
		補償関係コンサルタント業務	79(79)	74(74)	74(74)	63(63)	65(65)	65(65)	64(64)	66(66)	67(67)	60(60)	62(62)
		土木関係その他業務	163(74)	154(72)	155(72)	137(56)	147(58)	147(62)	152(63)	152(57)	154(57)	145(55)	148(54)
		その他	61	55	57	46	49	55	58	53	53	51	50
登録	高知県	測量業	104	102	102	95	94	94	95	95	94	91	91
		土木関係建設コンサルタント業務	36	36	36	36	36	36	36	37	38	38	39
		地質調査業	15	15	15	15	15	15	15	15	16	17	17
	全国	測量業	12,566	12,436	12,272	12,115	12,000	11,952	11,917	11,800	11,707	11,630	11,576
		土木関係建設コンサルタント業務	3,935	3,941	3,945	3,947	3,934	3,951	3,944	3,963	3,957	3,956	3,959
		地質調査業	1,265	1,263	1,259	1,265	1,269	1,266	1,277	1,274	1,267	1,270	1,268

※ 入札参加資格欄における（ ）の数字は、当該業務に関する「登録」を受けている事業者の数。

- ・測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務 → 国土交通大臣登録
- ・建築関係建設コンサルタント業務 → 建築士事務所登録
- ・補償関係コンサルタント業務 → 国土交通大臣登録、不動産鑑定業者登録、土地家屋調査士登録、司法書士登録のいずれか
- ・土木関係その他業務 → 計量証明事業者登録

2. 就業者数（国勢調査／産業別小分類）の推移

区 分	H12	H17	H22	H27
全産業	394,732	371,065	332,590	325,310
土木建築サービス業	4,536	3,901	2,980	3,410
土木建築サービス業の占める割合	1.1%	1.1%	0.9%	1.0%

H23 高知談合における措置

平成 23 年 12 月 6 日 公正取引委員会の立ち入り検査平成 24 年 9 月 4 日 公正取引委員会が処分案を事前通知

○平成 24 年 9 月 6 日 国土交通省四国地方整備局が、県内で施行する工事の入札
 手続を、公正取引委員会から排除措置命令等がなされるまでの間、延期すること
 を発表

○平成 24 年 9 月 11 日から 9 月 17 日まで 県が発注するすべての工事の入札契約
 手続を延期

○平成 24 年 9 月 18 日 「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入
 札契約手続の特例を定める要領」に基づき、事前通知対象事業者が落札者となり
 得る者又は落札候補者となり得る者に該当する場合は、入札を保留する

平成 24 年 10 月 17 日 公正取引委員会の措置（排除措置命令、課徴金納付命令）

発注機関	違反行為者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金 納付命令 対象事業者数	課徴金額
高知県	24 名	20 名	18 名	4 億 9,107 万円
土佐国道事務所	31 名	26 名	25 名	7 億 5,527 万円
高知河川国道事 務所	27 名	24 名	19 名	3 億 9,269 万円
高知港湾・空港 整備事務所	24 名	19 名	17 名	1 億 1,645 万円
合計	延べ 106 名 (実数 44 名)	延べ 89 名 (実数 37 名)	延べ 79 名 (実数 37 名)	17 億 5,548 万円

※建設業に関する事業の譲渡、吸収合併、許可の更新なし・・・6名

建設業を営んでいるが排除措置命令を受けていない・・・1名

平成 24 年 10 月 26 日 県の指名停止措置

月日数 (終 期)	事業者数
14月 (平成25年11月17日まで)	1者
12月 (平成25年9月17日まで)	2者
10月 (平成25年7月17日まで)	19者
8月 (平成25年5月17日まで)	13者
6月 (平成25年3月17日まで)	1者
9月3日 (平成25年7月28日まで)	1者
合 計	37者

※1 (括弧内の5ヶ月分)
 ※2 (9月3日)

※1 「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例を定める要領」に基づき、平成24年9月18日から10月25日までが指名停止期間に算入されるため、指名停止の月数と () 内の期間が一致しない

※2 指名停止5月に、建設業法違反に係る指名停止5月(H24.9.29~H25.2.28)の残存期間を合算

平成 25 年 3 月 18 日 賠償金の請求

対 象 者 : 31 名

賠償金額 : 14 億 6,106 万円

納 期 限 : 平成 25 年 4 月 30 日

履行延期 : 一括納付が原則であるが、履行期限を延長する特約を締結し、分割して履行期限を定めることができる

履行延期の期間 : 債務者の財務状況に応じて5年以内

※ 課徴金納付命令 17 億 5,548 万円

国交省違約金 29 億 7,801 万円

県賠償金 14 億 6,106 万円

合計 61 億 9,455 万円

高知県談合防止対策検討委員会 審議経過

1. 第1回検討委員会 平成24年2月7日（火）

(1) 事務局説明

- ・公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の見込み
- ・高知県における建設業の状況
- ・高知県の入札契約制度
- ・全国の談合防止対策の実施状況
- ・県及び高知県建設業協会におけるコンプライアンスの取組
- ・県談合情報対応マニュアル

(2) 審議内容

- ・談合防止対策の基本的な方向について
- ・検討の進め方について
- ・具体的な検討項目について
- ・検討のスケジュールについて

2. 第2回検討委員会 平成24年2月13日（月）

(1) 事務局説明

- ・建設業の状況（完成工事高営業利益率の推移、産業別総生産構成比の推移など）

(2) 審議内容

- ・コンプライアンスの徹底について
- ・談合情報対応マニュアルの改訂について

3. 第3回検討委員会 平成24年2月20日（月）

(1) 事務局説明

- ・公正取引委員会の活動状況
- ・高知県入札・契約制度検討委員会（平成8年6月設置）による報告に対する取組
- ・昨年度公正取引委員会から行政処分を受けた3県の談合防止対策の取組状況

(2) 審議内容

- ・コンプライアンスの徹底について
- ・談合情報対応マニュアルの改訂について
- ・第1回取りまとめについて

4. 第4回検討委員会 平成24年6月22日（金）

(1) 事務局説明

- ・第1回とりまとめを受けての県の取組状況
- ・他県（山梨、石川、茨城）における公正取引委員会立入検査後の県の対応
- ・関係団体の研修計画等の内容
- ・高知県談合情報等対応マニュアル

5. 第5回検討委員会 平成24年11月5日（月）

(1) 事務局説明

- ・独占禁止法に基づく排除措置命令等の措置に伴う県の対応
- ・コンプライアンスの確立に向けた関係機関への要請

(2) 審議内容

- ・談合防止対策の検討の進め方について

6. 第6回検討委員会 平成24年11月16日（金）
 - (1) 事務局説明
 - ・落札率の推移
 - ・入札・契約制度改正の概要
 - ・高知県発注工事において談合に参加した業者の聞き取り結果（中間）
 - (2) 審議内容
 - ・談合防止対策の視点について
 - ・談合防止対策のたたき台について

7. 第7回検討委員会 平成24年11月27日（火）
 - (1) 事務局説明
 - ・高知県発注工事において談合に参加した業者の聞き取り結果（最終）
 - ・談合認定工事(52件)の落札率等
 - ・県内建設業の営業利益率の推移
 - ・出先機関における一般競争入札の状況
 - (2) 審議内容
 - ・入札制度の見直しについて
 - ・ペナルティーの強化について

8. 第8回検討委員会 平成24年12月7日（金）
 - (1) 事務局説明
 - ・工事費の構成
 - ・設計価格及び調査基準価格
 - ・予定価格の決定方法に関する根拠規定等
 - (2) 審議内容
 - ・入札制度の見直しについて
 - ・ペナルティーの強化について

9. 第9回検討委員会 平成24年12月14日（金）
 - (1) 審議内容
 - ・第2回取りまとめについて

10. 第10回検討委員会 平成25年1月15日（火）
 - (1) 事務局説明
 - ・県の談合防止対策の骨子
 - ・県の談合防止対策の骨子に対する県議会企画建設委員会の意見
 - ・コンプライアンス研修の実施状況
 - ・最近の法令違反等の事例
 - (2) 審議内容
 - ・競争性の確保について
 - ・ペナルティーの強化について

11. 第11回検討委員会 平成25年1月22日（火）
 - (1) 事務局説明
 - ・独占禁止法違反とされた事業者以外の事業者からの聞き取り調査の概要
 - (2) 審議内容
 - ・最終報告（案）について

12. 第12回検討委員会 平成25年1月28日（月）
 - (1) 事務局説明
 - ・高知県建設業協会の改善計画書の概要
 - ・37事業者の基本方針の概要
 - ・国土交通省の再発防止対策検討委員会中間報告
 - (2) 審議内容
 - ・最終報告（案）について

〈談合防止対策検討委員会最終報告への対応状況について〉

検討委員会最終報告		平成25年度入札契約制度改正等の内容	その後、現在までの改正内容
項目	今後取り組むべき談合防止対策		
(1)入札制度の見直し ① 談合が行われにくい入札制度の見直し ア 競争性の確保 (ア) 入札参加資格の拡大	・A等級を対象とした入札における競争性を高めるため、A等級対象工事の一部に、B等級同士のJVの参加を認めるなどの工夫を検討する必要がある。	土木一式A等級の事業者のみを入札参加資格とする入札の一部にB等級同士のJVの入札参加資格を認める。(工法的に比較的簡易な工事) (平成25年5月17日から)	(継続)
(イ) 一般競争入札の対象工事の拡大	・競争性・透明性を確保し、談合を防止する観点からは、一般競争入札をできるだけ拡大すべき。 ・少額のものも含め原則一般競争入札とすることが適当。地域の防災力を確保する視点を持つ必要性もあることから、事務手続の簡素化の検討と併せて、原則一般競争入札とする下限の額を段階的に引き下げるなどの工夫を行うべきである。	・原則一般競争入札としている下限額を引き下げ 5,000万円→3,000万円 ・一般競争入札を適用できる下限(1,000万円)を撤廃 ・技術審査会の簡素化 (平成25年4月1日から)	・原則一般競争入札としている下限額を引き上げ 3,000万円→5,000万円 (平成31年4月1日から、発注標準の引き上げによるもの) ・災害復旧など早期執行が必要な工事の一般競争入札の下限額を引き上げ 5,000万円→1億円 (R3年4月1日から、国土強靱化予算に対応するため)
(ウ) 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大	・入札に参加できる地域の範囲を広げ、受注意欲のある競争参加者を増やすことにより、実質的な競争性を高めることが適当。 ・一方で、地域防災力の維持・確保の視点も考慮し、地域ごとの建設業者数や工事の内容に応じて、競争性が十分確保されるよう地域要件などの入札参加資格を見直すことが適当である。	工事内容等に応じ、入札に参加できる事業者の地域の設定範囲を拡大 所内事務所の範囲(12ブロック)→ 土木事務所の範囲(6ブロック) (平成25年4月1日から)	(継続)
(エ) 指名競争入札の指名業者数の拡大	・指名業者数は下限のみ規定することで、指名業者が類推しにくくなるようにすることが適当である。	指名業者数は下限のみを規定 8者(以上) (平成25年4月1日から)	(継続)
(オ) 予定価格の事後公表の拡大	・適正な競争性の確保や積算能力の向上等の観点からは、事後公表の対象を拡大することが適当である。	予定価格の事後公表の下限額を引き下げ 5,000万円→3,000万円(平成25年4月1日から)	予定価格の事後公表の下限額を引き下げ 3,000万円→2,500万円(平成26年4月1日から) 2,500万円→1,000万円(平成27年4月1日から) (委託業務も含む(H20~2,000万円→1,000万円)) 予定価格の事後公表の下限額を引き上げ 1,000万円→2,500万円(平成31年4月1日から) (工事及び委託業務) (30年豪雨、国土強靱化予算に対応するため)
イ 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大	・談合を発覚させやすいよう、施工計画とその他の評価項目の配点を見直すことが適当。 ・施工計画を求める総合評価方式は、工事の品質確保のほか、談合防止対策の観点からも効果があると考えられるので、拡大を検討すべきである。 ・ただし、受発注者双方の事務量の増大を招くため、施工計画を求める対象工事の下限額を引き下げることには適当ではなく、難易度の高いものなどについての積極的な活用を考えるべきである。	①施工計画の配点を拡大 企業6、技術者6、施工計画8→企業4、技術者4、施工計画12 (平成25年4月1日から) ②施工計画を求める工事の拡大 難易度の高い工事などで積極的に活用	施工計画の配点を変更 企業4、技術者4、施工計画12→企業6、技術者4、施工計画15 (平成28年4月1日から)
ウ 総合評価方式における企業の評価点等の公表事項の制限	・受注者決定の根拠を非公開とすることは入札手続にかかる透明性が後退することや、合計点から評価項目ごとの配点が類推できることから、公表内容は従来どおりでよい。	改正の必要なし	(継続)

検討委員会最終報告		平成25年度入札契約制度改正等の内容	その後、現在までの改正内容
項目	今後取り組むべき談合防止対策		
② 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 入札において、工事費の積算をすることは入札に参加する事業者としての基本であり、入札の根拠となる工事費内訳書を提出させることが適当。 これにより、談合の疑義が生じた場合のチェックに活用できるとともに、事業者の積算能力の向上や事業者にとって無理のない適正な価格で、落札者を決定することにも繋がると考える。 	<p>① 工事費内訳書の提出の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,500万円以上の工事に工事費内訳書の提出を義務付け(平成25年5月1日から) 今後、計画的に対象を拡大 〔予定〕※ 状況を検証した上で、更なる拡大を検討 平成26年4月 1,000万円以上の工事 平成27年4月 500万円以上の工事 <p>② 入札結果等に基づく談合疑義のチェックの継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 談合情報等対応マニュアルに基づき、入札結果等により談合が疑われる事実を把握した場合の事業者の事情聴取や公正取引委員会及び警察本部への通報(平成24年4月1日から) <p>③ 事務所ごとの落札率等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所ごとの土木一式工事の落札率等を毎年公表(平成24年度分から県ホームページで公表) 	<p>工事費内訳書の提出の義務付けの拡大 平成26年4月 1,000万円以上の工事 平成27年4月 全ての工事</p> <p>(継続)</p> <p>(継続)</p>
<p>③ 談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し</p> <p>ア ダンピング受注の防止 (ア) 調査基準価格について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施工現場の実態等に応じた積算となっているか、また、現在の調査基準価格や最低制限価格が妥当な基準となっているかを県において検証し、現在の調査基準価格や最低制限価格では無理な受注となっていることが確認されるのであれば、健全な競争による健全な利益の確保に資するよう、これらの基準を引き上げることが適当である。 	<p>① 調査基準価格の引上げ</p> <p>ア イ以外の工事の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 設計金額の95% 共通仮設費 設計金額の90% 現場管理費 設計金額の80% 一般管理費等 設計金額の55%(改正前30%) <p>イ 建築工事(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接工事費 設計金額の90%×95% 共通仮設費 設計金額の90% 現場管理費 設計金額の(直接工事費×10%+現場管理費)×80% 一般管理費等 設計金額の55% <p>(平成25年6月14日から)</p> <p>② 施工現場の実態等の検証予定</p>	<p>調査基準価格の引き上げ(中央公契連モデル基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場管理費 80%→90%(平成28年4月1日から) 直接工事費 95%→97%(平成29年4月1日から) 一般管理費 55%→68%(令和4年4月1日から) <p>設定範囲 予定価格の70~90%→75~92% (平成31年6月1日から)</p> <p>施工形態動向調査、施工合理化調査、労務費調査を実施。</p>
(イ) 予定価格の上限拘束性について	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格を落札額の上限とする入札では、十分な利益を確保できない場合があることが談合の一因となっている可能性もある。 このため、上限拘束性を廃止すべきとの考え方は、一考に値すると考える。県として法律改正を国に要望するにはしっかりとした根拠を示す必要があると思われる。 	<p>課題を整理したうえで必要に応じて他県との協議なども行い、国等へ要望することも検討</p>	—
(ウ) 総合評価方式における評価値の算出方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> 価格評価点と技術評価点を足して算定した評価値により落札者を決定する加算方式による方が低価格入札による落札を回避できる可能性が高いことから、国や他県の事例を参照するとともに、過去の入札案件でシミュレーションを行い、その効果を検証し、試行のうえ、加算方式を採用することも検討することが適当である。 	<p>過去数年間のシミュレーションを実施。今後試行を行う。</p>	<p>シミュレーション結果に基づき、除算方式を継続。</p>

検討委員会最終報告		平成25年度入札契約制度改正等の内容	その後、現在までの改正内容
項目	今後取り組むべき談合防止対策		
イ 事業者の経営力の強化(協業化及び合併の促進等)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営力を強化し、経営の安定した事業者が増加するよう意欲のある事業者の協業化や合併が促進されるよう支援していく必要がある。 協業化や合併をした場合に、入札参加資格の格付や入札参加機会の確保に一定のメリットを付与していることを周知するとともに、協業化等が進まない原因を把握・分析するなどにより、事業者の協業等が促進されるよう必要な対策を検討することが適当。 新分野への進出についても支援していく必要がある。 	<p>①平成25年度から平成27年度までの間に協業化等を行った場合は、そのメリットの付与期間を延長 協業化 5年→7年 合併 1年→2年 (平成25年4月1日から)</p> <p>②協業化等についてのアンケート調査を実施し、協業化等が進んでいない原因を把握・分析したうえで、新たな対策を検討</p> <p>③新分野進出に係る実態調査を実施し、新たな対策を検討</p>	<p>① 実施済み</p> <p>② アンケートでは、協業化や合併等をするためには、相手企業の選定が難しく、今後の経営方針としても、協業化や合併よりも、単独で自社の経営力を強化していくとの回答が大半を占めた。</p> <p>③ 新分野進出事業については、本業の建設業で従前より完工高が上がってきたこと、アンケートで新分野への進出を検討している建設事業者が少ないこと、当時の窓口であった産業振興センターへの相談数も少なくなってきたことから、平成29年3月をもって事業を廃止。</p>
④ 適切な入札手続の執行(総合評価方式の施工計画の審査手順の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> 現在、県における総合評価方式の施工計画の審査は、入札書(入札価格)の提出期限前に行われており、仮に職員から施工計画の評価点が漏れた場合は、それを踏まえての入札価格の決定ができることとなることから、そうし得ない仕組みとするよう、施工計画の審査は、入札価格の提出期限後で開札する前に行うように改める必要がある。 	総合評価方式における施工計画の審査を入札書の提出期限後開札前に行うよう手順を変更(平成25年4月1日から)	(継続)
(2)ペナルティーの強化 ① 指名停止期間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 県発注工事における現行の標準月数10月は、全国並みの12月とすることが適当である。 長期・短期の設定にあたっては、再犯や主導的立場の加算月数も考慮し、それぞれ引き上げを行うことが適当である。 なお、県発注工事以外の区分についても併せて見直しが必要であるし、独占禁止法違反よりも重い位置付けをしている同種の談合罪等についても同様の見直しを行うことが適当である。 	<p>指名停止期間の延長</p> <p>①独占禁止法違反(県発注工事の場合) 3月～14月(標準:10月) → 6月～24月(標準:12月) など</p> <p>②談合罪(県発注工事の場合) 代表役員等 4月～18月(標準:12月) → 7月～28月(標準:14月) など (平成25年4月1日以後に不正行為等が行われたものから適用)</p>	(継続)
② 独占禁止法における再度の違反に対するペナルティーの強化 ア 指名停止	<ul style="list-style-type: none"> 独占禁止法における再度の違反に対しては、特に厳しい措置で臨むことが適当。 遡及対象期間を現行の3年から相当期間延長することや、加算月数を現行の2倍や標準月数の5割とするなどの検討をすることが適当である。 	<p>①指名停止に係る遡及期間 3年→5年</p> <p>②指名停止期間の加算 2月→標準月数の5割 (平成25年4月1日から)</p>	(継続)
イ 賠償金	<ul style="list-style-type: none"> 県の入札における調査基準価格及び最低制限価格の設定と落札率の状況を考慮した場合に、現行の請負代金額の20%を超える率の賠償金を課すことが適当か、再度の違反者とそうでない者との契約条件を異なるものとするのが入札の公平性の観点から適当かなど、慎重に判断する必要がある。 	改正なし	<p>賠償金の率を変更(20%→10%) 違約罰としての違約金条項の新設(契約金額の10%) 課徴金納付命令のない者への賠償金条項の適用拡大(契約金額の10%) (平成26年4月1日から)</p>

検討委員会最終報告		平成25年度入札契約制度改正等の内容	その後、現在までの改正内容
項目	今後取り組むべき談合防止対策		
③ 主導的立場に対するペナルティーの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・主導的な立場についても特に厳しい措置で臨むことが適当である。 ・指名停止の加算については、再度の違反と同程度とすることが適当である。 ・また、賠償金については、他県の事例もあり、加算条項を追加することも考えられる。再度の違反に対するペナルティーの強化と同様に、慎重に判断する必要がある。 	<p>指名停止期間の加算 2月→標準月数の5割 (平成25年4月1日以後に不正行為等が行われたものから適用)</p>	<p>(継続) ※ 「高知県建設工事指名停止措置の期間短縮に関する特例要領」において、今後独占禁止法違反等の不正行為により指名停止措置を受けた建設業者のうち、主導的立場であった者については指名停止期間の短縮措置は行わないことを規定。</p>
④ その他のペナルティーの強化 ア 指名停止事由の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に関する指名を受けたことを他者に漏らした場合や談合情報等対応マニュアルに基づく見積根拠資料提出や事情聴取に正当な理由なく応じない場合など、公正な入札を阻害する事由については、指名停止措置も検討することが適当である。 	<p>談合情報等対応マニュアルに基づく見積根拠資料提出や事情聴取に正当な理由なく応じない場合 1月～4月(標準:2月) (平成25年4月1日以後に不正行為等が行われたものから適用)</p>	<p>(継続)</p>
イ 総合評価方式における減点項目の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法違反による指名停止を受けた場合には、一定期間、総合評価方式において、減点措置をとることも検討することが適当である。 	<p>独占禁止法違反等による指名停止を受けた場合は、△10点(公告日以前1年間に指名停止を受けていた場合) (平成25年4月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知による工事等に係る独占禁止法違反等から適用)</p>	<p>(継続)</p>
ウ 入札参加資格における地域点数の減点	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格における指名停止に関する減点の下限を引き下げることも検討することが適当である。 	<p>入札参加資格における地域点数の減点の下限撤廃 △60点→制限なし(△10点×指名停止月数) (審査基準日前1年間に指名停止を受けていた場合) (平成27年度入札参加資格の格付から適用)</p>	<p>(継続)</p>
(3)コンプライアンスの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの確立に向けた高知県建設業協会や事業者の取組を検証し、必要な支援を行うこと、また、事業者や職員を対象としたコンプライアンス研修を継続して実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう工夫する必要がある。 ・事業者にはコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを下げるなど、コンプライアンスの徹底の意識づけを図る必要がある。 	<p>コンプライアンスに係る基本方針の策定状況の入札参加資格の格付への反映 ○ 事業者にはコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを2ランク又は最下位のランクへ引き下げ (平成26年度の入札参加資格の格付から適用)</p>	<p>(継続) ※ コンプライアンス基本方針の策定状況を、入札参加資格の格付けへ反映させているのは県内建設のみ。 格付けの無い、県内コンサル・県外建設・県外コンサルには当該規定の適用は無い。</p>

金額区分	発注標準		入札参加者の特例 (工事特性や地域の実情に配慮)				入札制度		金額区分	価格の公表		入札契約部署		金額区分
	ランク		一般競争入札		指名競争入札		入札方式			予定価格の公表		本庁・出先区分		
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後		改正前	改正後	改正前	改正後	
23億円	A等級	変更なし	A単独	変更なし	A単独	A単独	総合評価方式	改正後 変更なし	23億円	事後公表 2,500万円以上	変更なし	本庁契約	23億円	
5億円									5億円				5億円	
2億円									2億円				2億円	
1.25億円									1.25億円				1.25億円	
1億円									1億円				1億円	
7,500万円	B等級	変更なし	A・B	変更なし	A・B	A・B	一般競争入札	価格競争 (5千万円～1億円) (企業評価型も適用可)	7,500万円	変更なし	変更なし	7,500万円		
5,000万円									5,000万円			5,000万円		
3,000万円	C等級	変更なし	A・B・C	変更なし	A・B・C	A・B・C	指名競争入札	①1億円未満：災害復旧や防災対策工事、その他早期執行が必要で、一定の競争性が確保されていると認められる場合 ②5千万円未満：①以外 指名競争入札を適用可 (原則は一般競争入札)	3,000万円	事前公表	変更なし	出先事務所契約	3,000万円	
2,500万円									2,500万円				2,500万円	
1,750万円									1,750万円				1,750万円	
1,000万円									1,000万円				1,000万円	
500万円	D等級	変更なし	B・C	変更なし	B・C	B・C			500万円	変更なし	変更なし	500万円		
			C単独		C単独	C単独								
			C・D		C・D	C・D								

根拠：「高知県建設工事競争入札参加者基準要綱」

※1 災害復旧や防災対策工事、その他早期執行が必要で、一定の競争性が確保されていると認められる場合に適用(Aは管内のみ)

総合評価方式の取扱い(建設工事)

総合評価方式の形式について



➤ 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業と配置予定技術者の施工経験等から、企業の施工能力を評価するもの（発注規模5億円までを目安に適用）

総合評価																																	
企業評価										配置予定技術者評価																							
技術力評価(必須項目)		技術力評価(選択項目)			地域性・社会性評価(選択項目)					小計		技術力評価(必須項目)		技術力評価(選択項目)			小計		施工体制評価点			評価値(⑥÷入札価格)※											
同種・類似工事の実績	同種・類似工事の成績評定	直近の成績評定の最低点	優良工事表彰	ISOマネジメントシステム	舗装施工体制	法面工事の施工体制	地域内拠点	自社工場(製作)	若手技術者・女性技術者の配置	県内企業の活用(試行)	登録基幹技能者の活用(試行)	地域ボランティア	重機保有	使用する作業船保有の有無	消防団への加入等	BCPの認定状況	災害復旧工事の受注状況	独禁法違反等による指名停止の状況	①加算点(換算値)※	同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績評定		優良工事表彰の有無	継続学習制度(CPD)への取組	配置予定技術者の資格	②加算点(換算値)※	③加算点合計(①+②)※	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	④施工体制評価合計点※	⑤標準点	⑥評価点(③+④+⑤)※	
10	15	0	5	5	10	10	10	10	5	5	5	10	10	10	10	10	5	-10	145	6	10	15	5	10	10	50	4	10	5	5	10	100	120

※：小数点第4位(小数点第5位切捨て)

➤ 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、企業と配置予定技術者の施工経験等に加え、簡易な施工計画(提案)を求め、企業の施工能力を評価するもの（発注規模5億円以上を目安に適用）

総合評価																																							
企業評価										配置予定技術者評価																													
技術力評価(必須項目)		技術力評価(選択項目)			地域性・社会性評価(選択項目)					小計		技術力評価(必須項目)		技術力評価(選択項目)			小計		施工計画評価			施工体制評価点			評価値(⑦÷入札価格)※														
同種・類似工事の実績	同種・類似工事の成績評定	直近の成績評定の最低点	優良工事表彰	ISOマネジメントシステム	舗装施工体制	法面工事の施工体制	地域内拠点	自社工場(製作)	若手技術者・女性技術者の配置	県内企業の活用(試行)	登録基幹技能者の活用(試行)	地域ボランティア	重機保有	使用する作業船保有の有無	消防団への加入等	BCPの認定状況	災害復旧工事の受注状況	独禁法違反等による指名停止の状況	①加算点(換算値)※	同種・類似工事の実績の有無	同種・類似工事の成績評定	優良工事表彰の有無	継続学習制度(CPD)への取組	配置予定技術者の資格		②加算点(換算値)※	工程管理に関する所見	品質管理に関する所見	施工上の課題に関する所見	施工上配慮すべき事項に関する所見	③加算点(換算値)※	④加算点合計(①+②+③)※	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	⑤施工体制評価合計点※	⑥標準点	⑦評価点(④+⑤+⑥)※		
10	15	0	5	5	10	10	10	10	5	5	5	10	10	10	10	10	5	-10	145	6	10	15	5	10	10	50	4	15	15	15	15	60	15	25	12.5	12.5	25	100	150

※：小数点第4位(小数点第5位切捨て)

➤ 技術提案型・高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工の品質向上を図るために、企業と配置予定技術者の施工経験等に加え、技術提案を求め、企業の施工能力を評価するもの（WTO政府調達協定の適用を受ける工事(22億8,000万円)を目安に適用）

※評価項目・配点等の落札者決定基準については、個別に検討し決定。

【評価項目及び配点（企業の評価）】

評価項目		評価基準	配点
技術力評価（必須項目）	同種・類似工事の実績 （過去10年）	施工実績 1件	10
		施工実績 0件	0
	同種・類似工事の成績評定 （過去3年） ※対象件数：県発注工事1件 高知県発注工事の実績が無い場合は、国土交通省発注工事の実績を対象とする。	80点以上	15
		78点以上80点未満	12.5
		76点以上78点未満	10
		74点以上76点未満	7.5
		72点以上74点未満	5
		70点以上72点未満	2.5
	70点未満	0	
	直近の成績評定の最低点 （前年度実績） ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65点未満 無	0
成績評定 65点未満 有		-5	
技術力評価（選択項目）	優良工事表彰の有無 （過去3年）	県表彰（知事賞・優良賞）	5
		県表彰（所長賞）又は他機関表彰	2.5
		表彰 無	0
	ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5
		ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5
		ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0
	舗装工事施工体制 （A舗装工事に適用）	ASFフィニッシュを自社保有又は長期（1年以上）リース契約しており、かつ、当該工事のASF舗装工を自社で施工する	10
		ASFフィニッシュを自社保有若しくは長期（1年以上）リース契約している、又は、当該工事のASF舗装工を自社で施工する	5
		ASFフィニッシュを自社保有又は長期（1年以上）リース契約しておらず、当該工事のASF舗装工を下請に発注して施工する	0
	法面工事の施工体制 （グラウンドアンカー工、現場吹付法砕工、ロックネット工等に適用）	当該工事の法面工（指定した工種）を自社で施工する	10
当該工事の法面工（指定した工種）を下請に発注して施工する		0	
企業の評価	地域内拠点の有無	当該工事と同一管内（※）に建設業法上の主たる営業所 有 ※土木事務所（事務所）、市町村、県内等	10
		当該工事と同一管内（※）に建設業法上の従たる営業所 有 ※土木事務所（事務所）、市町村、県内等	5
		当該工事と同一管内（※）に建設業法上の営業所 無 ※土木事務所（事務所）、市町村、県内等	0
	自社工場（製作）の有無	県内自社工場による製作 有	10
		県内自社工場による製作 無	0
	若手技術者・女性技術者の配置	41歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 有	5
		41歳未満又は女性の主任（監理）技術者又は現場代理人の配置 無	0
	県内企業の活用（試行）	元請が県内企業で工事の全てを自らが施工する又は全ての一次下請企業が県内企業	5
		上記以外	0
	登録基幹技能者の活用（試行）	登録基幹技能者の活用 有	5
登録基幹技能者の活用 無		0	
地域性・社会性評価（選択項目）	地域ボランティアの有無 （前年度実績）	地域点数 20点以上相当	10
		地域点数 15点以上20点未満相当	8
		地域点数 10点以上15点未満相当	6
		地域点数 5点以上10点未満相当	4
		地域点数 1点以上 5点未満相当	2
		ボランティア活動 無	0
重機保有の有無	経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を自社保有又は長期（1年以上）リースにより 3台以上保有	10	
	経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を自社保有又は長期（1年以上）リースにより 2台保有	7.5	
	経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を自社保有又は長期（1年以上）リースにより 1台保有	5	
	経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を自社保有又は長期（1年以上）リースによる保有 無	0	
使用する作業船保有の有無	工事に使用する主作業船のうち、いずれかの主作業船を自社保有している。	10	
	工事に使用する主作業船のうち、いずれかの主作業船を共同保有している。	5	
	上記以外	0	
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 （前年度実績）	加入又は認定 有	10	
	加入又は認定 無	0	
BCPの認定の状況	BCPの認定 有	10	
	BCPの認定 無	0	
災害復旧工事の受注状況 （過去3年）	災害復旧工事の受注実績（〇〇土木事務所管内の実績に限る。） 2件以上	5	
	災害復旧工事の受注実績（〇〇土木事務所管内の実績に限る。） 1件	2.5	
	上記以外	0	
独占禁止法違反等による 指名停止の状況	指名停止 無	0	
	指名停止 有	-10	
3 合計点（満点 145点）を6点に換算する。			

【評価項目及び配点（配置予定技術者の評価）】

配置予定技術者の評価	技術力評価（必須項目）	同種・類似工事の従事実績 （過去10年）	施工実績 1件	10
			施工実績 0件	0
		同種・類似工事の成績評定 （過去3年） ※対象件数：県発注工事1件 高知県発注工事の実績が無い場合は、国土交通省発注工事の実績を対象とする。	80点以上	15
			78点以上80点未満	12.5
			76点以上78点未満	10
			74点以上76点未満	7.5
			72点以上74点未満	5
	技術力評価（選択項目）	優良工事表彰の有無 （過去3年）	県表彰（知事賞・優良賞）	5
			県表彰（所長賞）又は他機関表彰	2.5
			表彰 無	0
		継続学習制度（CPD）への取組 （一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会、（公社）土木学会の何れかの取得単位数 （有効期間：過去5年間）	推奨単位の8/10以上	10
			推奨単位の5/10以上8/10未満	7.5
			推奨単位の3/10以上5/10未満	5
			推奨単位の1/10以上3/10未満	2.5
配置予定技術者の資格	1級国家資格等 有	10		
	上記以外	0		
			合計点（満点 50点）を4点に換算する。	

【評価項目及び配点（簡易な施工計画）】

簡易な施工計画	工程管理に関する所見	各工程の工期、手順が適切で、特に優れた工夫がある	15
		各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	10
		各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	5
		各工程の工期、手順が適切である	0
	材料等の品質管理に関する所見	（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、特に優れた工夫がある	15
		（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	10
		（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	5
		（発注者の指定した）品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0
	施工上の課題に関する所見	（発注者の指定した）施工上の課題に対して、特に優れた工夫がある	15
		（発注者の指定した）施工上の課題に対して、優れた工夫がある	10
		（発注者の指定した）施工上の課題に対して、工夫がある	5
		（発注者の指定した）施工上の課題に対して、適切である	0
	施工上配慮すべき事項に関する所見	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、特に優れた工夫がある	15
		配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	10
配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある		5	
配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である		0	
			合計点（満点60点）を15点に換算する。

高知県談合情報等対応マニュアル

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 談合情報への対応（第4条～第9条）
- 第3章 談合疑義事実への対応（第10条・第11条）
- 第4章 雑則（第12条・第13条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 このマニュアルは、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）の入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）の提供を受けた場合の対応及び談合情報の有無に関わらず談合があると疑われる事実（以下「談合疑義事実」という。）を把握した場合の対応を定めるものとする。

（談合情報等調査委員会）

第2条 談合情報及び談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）の信憑性及び措置について調査及び審議を行うため、各発注部局に談合情報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の事務を処理するため、当該談合情報等に係る建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の各発注部局に総括事務局を、事業実施機関に所属事務局を置く。
- 3 調査委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって組織する。
- 4 調査委員会の委員長は部局の長とし、副委員長は部局の長の直近下位の職にある者とする。
- 5 調査委員会の委員は、副委員長以外の副部長等、総括事務局のある所属の長、当該談合情報等に係る建設工事等の事業主管課の長及び事業実施機関の長並びに土木部の総括事務局のある所属の長等とする。
- 6 調査委員会は、委員長が招集する。委員長に事故があるときは副委員長が招集する。
- 7 総括事務局は、部局の談合情報等の全般について、調査委員会と所属事務局との連絡、調整等を行う。この場合、対応は速やかに行うものとする。
- 8 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）第1ただし書きの規定に基づき、低入札価格調査制度審査会の処理を土木部に委任した建設工事等については、土木部の調査委員会が談合情報等の信憑性及び措

置について調査及び審議を行うものとし、土木部の総括事務局が調査委員会の事務を処理するものとする。

- 9 前項の場合においては、調査委員会の委員は、土木部の副委員長以外の副部長等及び総括事務局のある所属の長並びに当該談合情報等に係る建設工事等の委任元の部局の副部長等、事業主管課の長及び事業実施機関の長等とする。

(入札・契約監視委員会への意見聴取)

第3条 調査委員会は、第7条（第11条において準用する場合を含む。）の規定により入札の執行の延期若しくは取りやめ、入札参加者（一般競争入札においては入札参加資格確認申請書を提出した者、指名競争入札においては指名通知を受けた者をいう。以下同じ。）を入札に参加させない措置、入札参加者の失格、落札決定の取消又は契約（仮契約を含む。以下同じ。）の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議し、これらの措置を決定しようとする場合は、あらかじめ高知県入札・契約監視委員会（以下「入札・契約監視委員会」という。）に談合情報等に係る信憑性及びとるべき措置に関して意見を聴くものとする。

- 2 調査委員会は、このマニュアルの運用状況について定期的に入札・契約監視委員会に報告し、マニュアルの改正の必要性等に関して意見を聴くものとする。
- 3 調査委員会は、前2項に規定する場合のほか必要があるときは、入札・契約監視委員会の意見を聴くものとする。

第2章 談合情報への対応

(談合情報の把握)

第4条 談合情報を受けた職員は、可能な限り次の各号に掲げる事項の把握に努めるものとする。この場合において、情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

- (1) 情報提供者の氏名及び職業
- (2) 情報提供者の連絡先
- (3) 対象となる建設工事等の名称
- (4) 対象となる建設工事の施工場所等
- (5) 落札予定業者名
- (6) 入札参加業者名
- (7) 落札予定金額又は入札予定金額に関する合意事項
- (8) 談合に関与した業者名及び人物名
- (9) 談合が行われた日時及び場所並びに具体的な談合の方法
- (10) 客観的な物的証拠（詳細なメモ、録音テープ、写真、ファックス送信表等をいう。以下同じ。）の有無
- (11) 前各号に掲げるもののほか、談合に参加した当事者以外には知り得ない情報
- (12) 情報提供者が談合に参加した者ではない場合、情報を取得した経緯、情報の入手先（氏名、連絡先及び情報提供者との関係）及び情報入手の手段（電話、口頭等）

- 2 談合情報を受けた職員は、客観的な物的証拠がある場合においては、可能な限りその提出を要請するものとする。
- 3 談合情報を受けた職員は、直ちに当該情報があった旨を所属事務局又は総括事務局へ報告するものとする。新聞等の報道により談合情報に接したときも同様とする。
- 4 前項の規定により談合情報の報告を受けた所属事務局又は総括事務局は、情報提供者等から詳細かつ正確な情報収集を行い、別記第1号様式による談合情報報告書にまとめ、直ちに調査委員会及び土木部の総括事務局に提出するものとする。

(調査委員会による審議等)

第5条 調査委員会は、前条第4項の規定による談合情報報告書の提出を受けた場合は、開札後に提供があった談合情報であって談合の事実を掌握していない者でも知り得るもの等明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除くすべての談合情報について、公正取引委員会及び高知県警察本部（以下「警察本部」という。）に通報することを決定するものとする。

- 2 調査委員会は、前項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報の後、当該談合情報に係る客観的な物的証拠、過去の落札状況、経緯等を踏まえて総合的に判断し、次の各号に掲げる対応を行うかどうかを審議するものとする。
 - (1) 入札の執行を延期すること。
 - (2) 開札した結果により落札決定を保留することを条件に当該入札を執行すること。
 - (3) 事情聴取等の調査を行うこと。
- 3 調査委員会は、情報提供者と現に接触していない場合において、談合情報の信憑性を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、特段の支障が見込まれるときを除き、その旨決定するものとする。
- 4 調査委員会は、第2項の規定による審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認める場合は、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。事情聴取の項目については、次条第1項第2号アに規定する見積根拠資料の提出を受けた場合は、必ず積算の考え方に関する質問を含めるとともに、その審査の結果を反映したものとなるよう留意するものとする。
- 5 調査委員会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。
- 6 調査委員会は、第2項の規定による審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認める場合は、その旨を決定するものとする。

(事情聴取)

第6条 所属事務局（請負対象金額が1億2,500万円以上の建設工事又は委託対象金額が2,500万円以上の委託業務の場合は総括事務局とする。）は、前条第4項の規定により調査委員会が事情聴取を要すると決定した場合においては、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 入札執行前に事情聴取を行うこととした場合

辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。）に対し速やかに事情聴取を行うとともに、別記第2号様式による事情聴取書及び別記第3号様式による事情聴取総括表を作成し、調査委員会に提出すること。

(2) 入札執行後に事情聴取を行うこととした場合

ア 事情聴取の前に、入札参加者全員から見積根拠資料（入札金額に係る見積の根拠を示す資料をいう。工事費内訳書提出対象の建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、既に提出を受けている工事費内訳書に見積の根拠が示されている場合は、これに代えることができるものとする。以下同じ。）を提出させること。

イ 見積根拠資料の審査の後、辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。）に対し速やかに事情聴取を行い、別記第2号様式による事情聴取書及び別記第3号様式による事情聴取総括表を作成するとともに、入札記録の写し等の関係書類を添えて調査委員会に提出すること。

2 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

3 辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとし、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めるものとする。

4 事情聴取は、開札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮し、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり実施するものとする。

(1) 入札執行前に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
開札日の前又は開札日時の繰り下げを行ったうえで実施すること。

(2) 入札執行から落札決定までの間に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
落札決定を保留したうえで実施すること。

(3) 落札決定から契約締結までの間に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
契約締結を保留したうえで実施すること。

(4) 契約締結後に談合情報を把握した場合
速やかに実施すること。

5 事情聴取は、前条第4項の規定により調査委員会が事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察本部へ通報した後に実施するものとする。

（調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いに係る調査委員会の審議等）

第7条 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第7条第3号又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第7条第2号に該当することにより、入札の執行を延期若し

くは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとることを決定するものとする。

- 2 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。以下この条において同じ。）から別記第4号様式による誓約書を提出させた後、入札を執行することを決定するものとする。
- 3 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得第10条第1項第8号又は建設工事競争入札心得第10条第1項第9号に該当することにより、当該談合に係る入札参加者を失格とすることを決定するものとする。既に落札決定をしている場合は、当該落札決定を取り消すことを決定するものとする。
- 4 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させた後、落札者と契約を締結することを決定するものとする。
- 5 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を決定するものとする。
- 6 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させることを決定するものとする。
- 7 総括事務局は、別記第5号様式により、調査委員会における審議の内容に係る記録を作成するものとする。

（公正取引委員会及び警察本部への通報等）

- 第8条 調査委員会は、第5条第1項の規定により公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定した談合情報については、同条第4項の規定により事情聴取等の調査を要すると決定したときのほか、追加の談合情報があったとき、前条第1項から第6項までの規定により入札手続等の取扱いに係る結論を得たとき等、手続の各段階において速やかに公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定するものとする。
- 2 総括事務局は、第5条第1項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報については、別記第6号様式により行うものとし、前項に規定する手続の各段階における通報については、別記第7号様式に次の各号に掲げる書類のうち新たに必要なものを添えて行うものとする。
 - (1) 談合情報報告書（別記第1号様式）
 - (2) 事情聴取書（別記第2号様式）
 - (3) 事情聴取総括表（別記第3号様式）

- (4) 誓約書（別記第4号様式）
 - (5) 談合情報等調査委員会議事概要（別記第5号様式）
 - (6) その他入札記録の写し等の関係書類
- 3 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察本部から協力要請があったときは、総括事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。
- 4 総括事務局は、公正取引委員会又は警察本部からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

（指名停止等）

第9条 第6条第1項第2号アの規定による見積根拠資料の提出又は同条の規定による事情聴取に正当な理由なく応じない場合においては、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号。以下「指名停止措置要綱」という。）の定めるところにより指名停止とする。

- 2 第7条第2項、第4項又は第6項の規定により別記第4号様式による誓約書を提出したにもかかわらず、その後、当該案件について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、指名停止措置要綱の定めるところにより指名停止期間を加重して措置するものとする。

第3章 談合疑義事実への対応

（談合疑義事実）

第10条 所属事務局又は総括事務局は、次の各号に掲げる場合に該当する談合疑義事実を自ら把握したときは、別記第1号様式の2による談合疑義事実報告書にまとめたうえ、直ちに調査委員会及び土木部の総括事務局に提出するものとする。

- (1) 落札結果に何らかの規則性が見られる場合
 - (2) 入札に何らかの不自然さが見られる場合
 - (3) 提出された施工計画、技術提案等に不自然さが見られる場合
- 2 調査委員会は、前項の規定による談合疑義事実報告書の提出を受けた場合は、明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除くすべての談合疑義事実について、公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定するものとする。
- 3 調査委員会は、前項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報の後、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該談合疑義事実とその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。

（準用）

第11条 前条の規定によるもののほか、談合疑義事実を把握した場合の対応については、第5条第4項から第6項まで及び第6条から第9条までの規定を準用するものとする。

第4章 雑則

(談合情報等への対応状況の報告)

第12条 各発注部局の総括事務局は、談合情報等への対応状況について、随時土木部の総括事務局に報告するものとする。

(その他)

第13条 このマニュアルに定めのない事項については、土木部の調査委員会で審議のうえ、運用するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成25年4月1日から施行する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成26年11月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成28年7月15日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

別記第1号様式

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
対象工事(業務)名等	工事(業務)名 工事(業務)番号 工事(業務履行)場所
発注機関名	
入札(予定)日時	年 月 日 () 時 分
情報提供者	氏名等 連絡先 住所 TEL その他
情報受信者 所属・職・氏名	
情報提供の手段	電話 書面 面接 報道 その他 ()
情報の内容	
その他	
問い合わせ先	TEL

- (注) 1 情報の内容の聴取に当たっては、可能な限り次に掲げる事項について確認すること（落札予定業者名、落札予定金額等、談合に参加した業者名、談合が行われた日時、場所及び方法、談合の内容、情報を取得した経緯等）。
- 2 当該建設工事（委託業務）等に関する関係書類の写しを添付すること。
- 3 情報が書面の場合は、写しを添付すること。

第1号様式の2

談 合 疑 義 事 実 報 告 書

年 月 日

事実を把握した日時	年 月 日 () 時 分
対象工事 (業務) 名等	工事 (業務) 名 工事 (業務) 番号 工事 (業務履行) 場所
発注機関名	
入札 (予定) 日時	年 月 日 () 時 分
談合があると疑われる事実を把握した職員	所属 職・氏名
談合があると疑われる事実	
談合があると疑われると判断した根拠	
問い合わせ先	所属・職・氏名・TEL

(注) 当該建設工事 (委託業務) 等に関する関係書類の写し等、参考資料を添付すること。

第2号様式

事 情 聴 取 書

1 工事（業務）名	2 業者名
3 事情聴取を受けた者の職・氏名	4 事情聴取を行った者の職・氏名
5 日時	6 場所

質問及び回答

第3号様式

事 情 聴 取 総 括 表

工事番号（業務番号）	業者名							
工事名（委託業務名）								
回答者名 （事情聴取を受けた者）								
	回答							

注1：質問欄は、事情聴取書の質問欄と一致させること。

注2：業者名欄には、事情聴取を行ったすべての業者名を記載すること。各回答欄は適宜簡潔に記載すること。

第4号様式

誓約書

年 月 日

高知県知事 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

下記工事（委託業務）の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する行為を行っていないことを誓約します。

あわせて、入札において談合等の不正な事実が発覚した場合は、入札を失格とされても異議はありません。

また、落札後、当該工事（委託業務）に関する談合等の不正な事実が発覚した場合は、契約を解除されても異議はありません。

なお、この誓約書の写しを公正取引委員会及び高知県警察本部に送付されても異議はありません。

記

1 工事（委託業務）名

2 工事（委託業務）番号

第6号様式

番 号
年 月 日

様

高知県知事

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(対象工事(業務)名)

(対象工事(業務)番号)

(発注機関)

(別添)

・談合情報報告書(又は談合疑義事実報告書) (写)

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後には、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

様

高知県知事

談合情報等に関連する資料の提供について

年 月 日付で提供しました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(対象工事(業務)名)

(対象工事(業務)番号)

(発注機関)

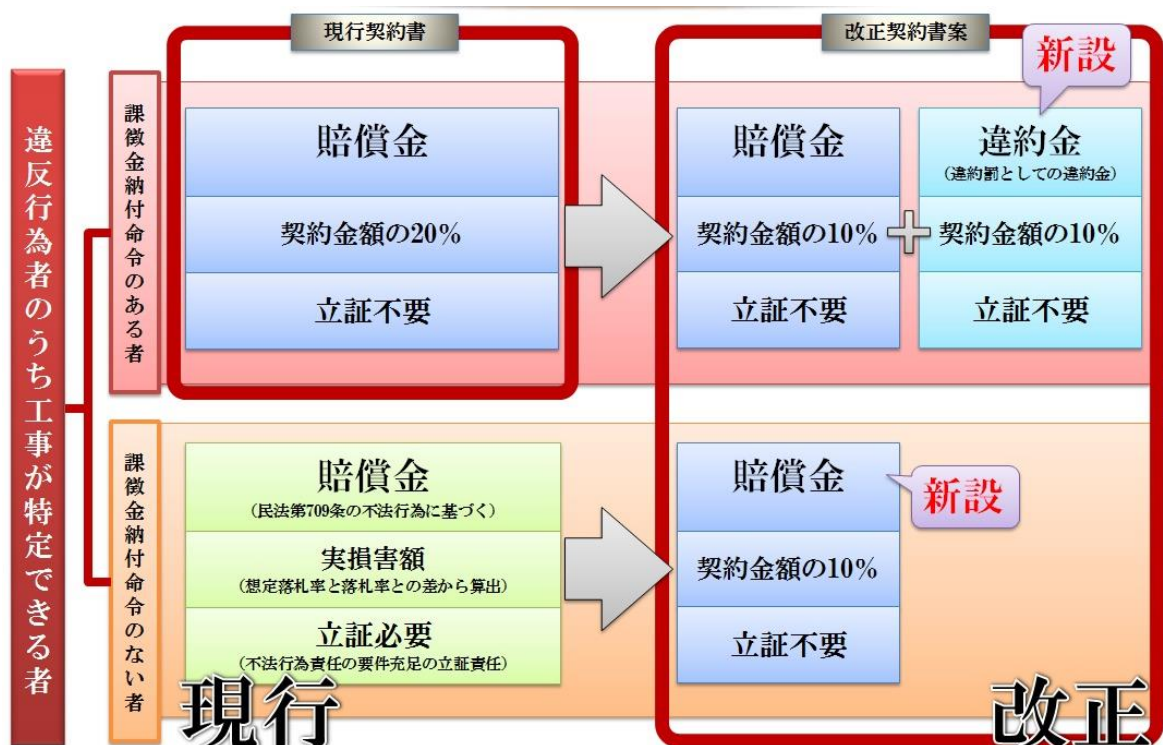
(別添)

1. 談合情報報告書(又は談合疑義事実報告書) (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 事情聴取総括表 (写)
4. 誓約書 (写)
5. 談合情報等調査委員会議事概要 (写)
6. 入札書 (写)
7. 入札調書 (写)
8. 請負代金内訳書 (写)
9. 入札手続等の取扱い
10. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること

1 建設工事請負契約書の賠償金条項の改正について

- ・ 違約罰としての違約金条項の新設（ペナルティとして明確化）
（違約金は課徴金減免制度*と連動）
- ・ 課徴金納付命令のない者への賠償金条項の適用拡大（県の損害補填を目的）



※ 公正取引委員会の立入検査の前後に証拠や書類を揃えて自己申告すれば、課徴金が免除又は減額される制度。最初に申請した業者は課徴金の全額が免除、2番目は50%、3番目は30%が減額される（最大5者まで）。申告する業者へインセンティブを与え、競争秩序の早期回復を目的とする。

具体例（最終契約金額1億円の場合）

事例	債権	現行契約書	改正契約書案
① 課徴金納付命令のある者	賠償金	2,000万円	1,000万円
	違約金	-	1,000万円
	支払計	2,000万円	2,000万円
② 課徴金納付命令のない者 (例：課徴金納付命令免除)	賠償金	実損害額（要算定）	1,000万円
	違約金	-	なし
	支払計	実損害額（要算定）	1,000万円
③ 課徴金納付命令のある者 (例：課徴金減額50%)	賠償金	2,000万円	1,000万円
	違約金	-	500万円
	支払計	2,000万円	1,500万円

コンプライアンス確立に向けて

コンプライアンス確立のための3本柱

- 法令遵守の意識
- 違反行為のできない仕組み
- 厳しいペナルティ

県の役割

- ◆ 団体・事業者の取組を検証・支援し、自律的活動を促進
- ◆ 発注機関としてのコンプライアンス確立

目指すべき姿

- ★ 法令・規定の遵守
- ★ 企業倫理の確立
- ★ 社会的な信頼の確保

これまでの取組（～H25年度）

今後の取り組み

法令遵守の意識

違反行為のできない仕組み

厳しいペナルティ

PDCAサイクルによる検証・改善

県

- コンプライアンス研修
事業者対象、県職員対象、市町村職員対象
- 事業者の取組状況の検証
違反事業者の取組状況を現地調査、建設業協会各支部との意見交換会で調査
- コンプライアンス基本方針の策定状況を入札参加資格の格付へ反映
策定できていない事業者は2ランク又は最下位へ引き下げ

事業者研修への県内建設業者参加率の低下
H24:61% → H25:55%

9割の事業所がコンプラに取組中 (H25.11)

99%の事業者が基本方針策定済 (H25.12)

建設業界

団体

- 「法令遵守と信頼回復に向けての改善計画書」の策定
- 「行動憲章」の策定
法令遵守の意識を喚起するため、各職場に掲示
- コンプライアンス研修、勉強会
全体研修及び各支部での勉強会
- ホームページ等での情報公開の推進、ポスターの作成・配布

事業者

- 「コンプライアンス基本方針」の策定
コンプライアンス委員会の設置、社内研修の実施
- コンプライアンス研修の受講、社内研修

県

- 入札制度の見直し
工事費内訳書の提出の義務付け
事業者が自己評価できない総合評価の施工計画の配点の拡大
一般競争入札の下限の引下げ
一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大
予定価格の事後公表の拡大 等
- 事務所ごとの落札率の公表 (県HP)

予定価格1億以上における対象工事の割合
H24:35% → H25:48% (各年4～12月実績)

H25.6.6公表

建設業界

団体

- 外部委員で構成する倫理委員会の設置
協会活動のチェック、助言・提言
- コンプライアンス委員会の設置
協会活動の推進
- 公益通報制度の創設
- コンプライアンスに関する相談窓口の設置
各種法令・規則・制度等に関する相談への対応

通報: 1件
相談: 64件 (H25.4～12)

事業者

- 社内通報・相談窓口の設置

県

- 指名停止措置の見直し
指名停止期間の拡大
再犯加算の拡大
主導者加算の拡大
- 総合評価方式の見直し
独禁法等による指名停止の減点
- 入札参加資格における地域点数の見直し
減点下限を撤廃

さらに

- 県内建設業者の研修への参加率の向上
目標 土木一式A・100% B・90% C・70% D・50%
※H25実績 A・100% B・73% C・66% D・44%
- 現地調査の対象事業者の拡大 (研修出席率の低い地域の事業者等)
- 各団体の取組状況の把握、検証、評価

継続的な実践と見直し
(コンプライアンス研修、事業者の取組状況の検証等)

さらに

- ホームページの充実 (違法行為のQ&A等、知識の拡大)

新たに

- コンプライアンス意識を継続するために広報を会員へ一斉メール
- 積極的な取組企業の事例紹介

さらに

- 工事費内訳書提出義務の範囲を拡大 (予定)
2500万以上 → H26:1000万以上 → H27:500万以上

新たに

- 工程管理力の向上のための研修の実施
効率的な工程管理による利益の確保

継続的な実践と見直し
(倫理委員会の助言を踏まえた協会活動、四半期ごとの協会活動の検証等)

さらに

- 公益通報窓口、コンプライアンス相談窓口の活用促進 (HP等での広報等)

新たに

- 市町村の入札結果の公表への働きかけ

継続的な実践と見直し
(ペナルティの抑止効果の検証等)

H24～R4 事業者向けコンプライアンス研修 受講率

			R4 (WEB) <R4.12月時点>			R3 (WEB)			R2 (WEB)			R1			H30			
			入札参加 資格者数	受講事 業者数	割合	入札参加 資格者数	受講事 業者数	割合	入札参加 資格者数	参加事 業者数	割合	入札参加 資格者数	参加事 業者数	割合	入札参加 資格者数	参加事 業者数	割合	
建設業	県内建設業	土木一式 ランク別 入札参加 資格者	A	26	22	84.6%	24	24	100.0%	24	23	95.8%	25	25	100.0%	25	25	100.0%
		B	266	203	76.3%	272	193	71.0%	265	227	85.7%	266	225	84.6%	246	216	87.8%	
		C	279	133	47.7%	276	109	39.5%	274	140	51.1%	270	154	57.0%	294	188	63.9%	
		D	279	84	30.1%	288	71	24.7%	292	105	36.0%	299	120	40.1%	315	128	40.6%	
		A～D 小計	850	442	52.0%	860	397	46.2%	855	495	57.9%	860	524	60.9%	880	557	63.3%	
	土木一式以外	450	175	38.9%	452	136	30.1%	450	163	36.2%	455	170	37.4%	456	185	40.6%		
	県内建設業計	1,300	617	47.5%	1,312	533	40.6%	1,305	658	50.4%	1,315	694	52.8%	1,336	742	55.5%		
	県外建設業	455	115	25.3%	500	128	25.6%	454	158	34.8%	515	99	19.2%	474	83	17.5%		
建設業計	1,755	732	41.7%	1,812	661	36.5%	1,759	816	46.4%	1,830	793	43.3%	1,810	825	45.6%			
コンサル	県内	コンサル	182	77	42.3%	179	61	34.1%	188	113	60.1%	181	100	55.2%	181	101	55.8%	
		県外	330	108	32.7%	318	104	32.7%	331	121	36.6%	312	70	22.4%	335	73	21.8%	
	コンサル計	512	185	36.1%	497	165	33.2%	519	234	45.1%	493	170	34.5%	516	174	33.7%		
総合計			2,267	917	40.4%	2,309	826	35.8%	2,278	1,050	46.1%	2,323	963	41.5%	2,326	999	42.9%	

		H29			H28			H27			H26		
		入札参加 資格者数	受講事 業者数	割合	入札参加 資格者数	受講事 業者数	割合	入札参加 資格者数	受講事 業者数	割合	入札参加 資格者数	受講事 業者数	割合
土木一式 ランク別 入札参加 資格者	A	24	23	95.8%	24	24	100.0%	24	24	100.0%	14	14	100.0%
	B	252	208	82.5%	256	240	93.8%	251	214	85.3%	247	209	84.6%
	C	270	166	61.5%	278	177	63.7%	284	173	60.9%	287	188	65.5%
	D	320	141	44.1%	326	141	43.3%	341	149	43.7%	368	161	43.8%
土木一式(A～D)小計		866	538	62.1%	884	582	65.8%	900	560	62.2%	916	572	62.4%
それ以外		-	442	-	-	424	-	-	466	-	-	494	-
計			980			1,006			1,026			1,066	

	H25			H24		
	入札参加 資格者数	受講事 業者数	割合	入札参加 資格者数	受講事 業者数	割合
県内建設	1,421	780	54.9%	1,464	887	60.6%
県内コンサル	173	98	56.6%	190	136	71.6%
県外建設	536	130	24.3%	471	175	37.2%
県外コンサル	305	59	19.3%	338	101	29.9%
合計	2,435	1,067	43.8%	2,463	1,299	52.7%

H22~R3 職員向けコンプライアンス研修

年度	コンプライアンス研修 受講数				
	土木部	他部局	市町村	外郭団体	合計
H22	715	115			830
H23	120	115			235
H24	329	147			476
H25	712	198			910
H26	754	494	84		1332
H27	740	410	105		1255
H28	769	253	63		1085
H29	740	236	81		1057
H30	784	238	90	19	1131
H31 (元年)	784	219	50	13	1066
R2 (web)	756	223	16	5	1000
R3 (web)	834	252	95	17	1198

- ・ H22~H24年度までは、2年に1回の参加
- ・ H25年度からは土木部全員受講
- ・ R2からは新型コロナウイルス感染防止のためweb開催

資料 4

建設工事及び委託業務の平均落札率の推移（平成25年度以降）

※落札率の単純平均値

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年 10月時点
建設工事	91.65%	92.66%	91.40%	91.54%	91.93%	92.01%	92.39%	92.12%	92.30%	92.55%
一般競争入札	90.60%	90.94%	90.61%	90.60%	91.21%	91.17%	91.85%	91.97%	92.61%	92.94%
指名競争入札	90.47%	90.88%	89.60%	90.37%	90.66%	90.22%	90.63%	91.03%	91.26%	91.84%
随意契約	96.94%	97.40%	96.40%	97.34%	96.68%	97.54%	97.99%	97.64%	97.81%	97.59%
委託業務	89.03%	89.33%	88.25%	88.34%	88.33%	87.82%	88.07%	87.64%	86.32%	85.80%
建築関係建設コンサルタント業務	93.96%	92.55%	89.34%	87.22%	84.64%	83.89%	81.77%	83.48%	87.17%	83.59%
一般競争入札				80.13%				89.42%		
指名競争入札	92.73%	93.05%	88.34%	85.23%	82.85%	79.68%	78.79%	81.45%	82.48%	79.28%
随意契約	96.58%	90.89%	91.60%	93.55%	89.19%	92.61%	88.09%	87.62%	90.96%	88.50%
測量業務	91.85%	92.42%	92.01%	91.49%	92.41%	90.79%	90.09%	89.67%	90.41%	89.23%
一般競争入札			78.97%							
指名競争入札	89.80%	89.39%	89.08%	89.13%	88.85%	87.99%	88.16%	88.16%	88.07%	87.64%
随意契約	96.50%	95.89%	96.03%	94.47%	95.55%	94.76%	95.38%	94.89%	96.21%	93.78%
地質調査業務	89.33%	90.28%	90.40%	90.07%	90.44%	90.46%	89.99%	88.40%	80.41%	81.55%
一般競争入札										
指名競争入札	89.00%	89.26%	89.59%	89.40%	89.38%	89.73%	89.70%	88.02%	79.72%	80.05%
随意契約	94.30%	95.79%	95.34%	94.32%	98.11%	96.23%	95.88%	97.24%	95.65%	95.29%
土木関係その他業務	89.91%	90.05%	89.75%	91.76%	90.06%	88.90%	91.49%	91.76%	90.59%	91.35%
一般競争入札			94.67%				99.78%		99.96%	
指名競争入札	88.25%	88.65%	88.23%	87.93%	88.36%	87.44%	87.39%	88.51%	85.95%	84.91%
随意契約	93.12%	93.63%	92.19%	97.31%	95.58%	92.07%	93.65%	94.46%	95.94%	97.39%
土木関係建設コンサルタント業務	88.07%	88.13%	87.34%	87.95%	87.49%	87.81%	88.34%	88.16%	87.20%	86.74%
一般競争入札	85.76%	84.24%	76.73%	82.17%	81.49%	79.96%	82.01%	82.53%	80.96%	80.74%
指名競争入札	87.33%	87.40%	86.86%	87.25%	86.72%	86.61%	87.56%	87.23%	86.53%	86.58%
随意契約	95.27%	95.29%	94.83%	95.95%	94.87%	97.27%	95.98%	94.94%	95.41%	94.92%
補償関係コンサルタント業務	81.37%	81.67%	79.31%	81.03%	83.27%	78.17%	79.90%	79.50%	80.09%	78.99%
一般競争入札										
指名競争入札	78.35%	79.07%	75.50%	79.27%	79.26%	78.54%	79.23%	79.19%	78.87%	78.76%
随意契約	88.70%	98.04%	92.51%	86.91%	91.85%	76.47%	85.54%	81.23%	89.93%	94.97%

委託業務の落札状況一覧（土木部入札）

年度	落札件数・落札金額（随契除く）				落札率（％）								備考	
	件数	金額(百万円)	地質調査業務のみ		随意契約	指名競争	一般競争	落札率		落札率(随契除く)		落札率60%未満		
			件数	金額(百万円)				前年比	前年比	件数	％			
H16	957	3,598	—	—	—	—	—	—	—	91.8	—	50	5.2	
H17	801	2,257	—	—	—	—	—	—	—	87.1	-4.7	79	9.9	
H18	702	1,922	—	—	—	—	—	—	—	84.5	-2.6	67	9.5	
H19	710	1,892	—	—	—	—	—	—	—	83.3	-1.2	79	11.1	
H20	699	1,728	—	—	—	—	—	—	—	87.4	4.1	0	0.0	4月～ コンサル業務に最低制限価格設定 11月～ 予定価格の事後公表試行（2,000万円以上）
H21	885	3,378	—	—	99.2	87.7	81.2	88.0	—	87.0	-0.4	0	0.0	
H22	903	3,356	—	—	98.6	88.0	78.9	88.4	0.4	87.7	0.7	0	0.0	4月～ コンサル業務以外に最低制限価格設定
H23	937	4,176	—	—	99.4	88.2	81.1	90.3	1.9	87.6	-0.1	0	0.0	
H24	978	4,336	158	679	99.0	86.4	85.4	88.1	-2.2	86.3	-1.3	0	0.0	
H25	1,133	6,646	173	898	98.0	86.5	83.8	86.9	-1.2	86.3	0.0	0	0.0	
H26	1,007	6,092	140	600	97.3	87.0	85.3	88.4	1.5	86.8	0.5	0	0.0	
H27	998	6,340	175	822	97.6	86.7	76.7	86.2	-2.2	85.4	-1.4	0	0.0	4月～ 予定価格の事後公表試行（1,000万円以上）
H28	1,087	7,661	147	728	96.9	86.8	83.8	87.4	1.2	86.5	1.1	0	0.0	
H29	976	8,618	135	654	98.0	86.0	80.0	86.2	-1.2	84.4	-2.1	0	0.0	
H30	881	6,582	142	663	95.0	85.5	80.5	85.9	-0.3	85.0	0.6	0	0.0	
R1	1,120	8,774	181	969	95.6	87.2	81.6	87.3	1.4	86.6	1.6	0	0.0	4月～ 予定価格の事後公表試行（2,500万円以上）
R2	1,002	7,160	140	669	95.5	87.0	84.2	87.3	0.0	86.8	0.2	0	0.0	
R3	1,098	8,018	200	846	95.4	85.4	82.3	85.7	-1.6	85.2	-1.6	0	0.0	
R4(3月末)	530	3,590	100	455	97.9	85.1	85.4	85.8	0.1	85.1	-0.1	0	0.0	

全国の談合防止対策の実施状況調査について

今後の談合防止対策の参考とするため、全国（都道府県）の状況調査を行う予定。

1 調査項目

〔H23 高知談合の際に行った全国調査〕

I 全国の談合防止対策

- 1 入札制度等での対策
- 2 ペナルティーでの対策

II 各項目ごとの談合防止対策の状況

- 1 コンプライアンスの徹底
- 2 談合情報対応マニュアル
- 3 違約金・賠償金
- 4 指名停止期間（要綱上の規定）
- 5 入札参加資格審査（格付け）における指名停止での減点措置
- 6 優良工事等の表彰の取扱い
- 7 予定価格の公表時期
- 8 閲覧期間中における金抜き設計書の公表状況
- 9 一般競争入札の拡大状況
- 10 総合評価落札方式

※ 建設工事における調査内容については、委託業務に変更して調査する。

〔追加質問内容〕

- ・ 指名競争入札における県内業者の優先度合（委託業務）
- ・ 誓約書の徴取の有無
- ・ その他、談合防止のための対策（自由記載）

《全国の談合防止対策の実施状況》

I 全国の談合防止対策（総括）

回答団体数=44

1 入札制度等での対策

項 目	団体数	高知県						
①一般競争入札の適用範囲の拡大	38	○						
②一般競争入札の応札可能事業者の下限設定・引上げ	11							
③指名競争入札の原則廃止	12							
④指名競争入札の指名業者数の下限引上げ	7							
⑤総合評価落札方式の導入・拡大	36	○						
⑥総合評価落札方式評価結果の公表事項の一部非公表化	3							
⑦予定価格の事後公表の拡大	14	○						
⑧入札参加資格の地域要件の設定範囲の拡大	6							
⑨見積参考資料の事前公表の（一部）廃止	2							
⑩電子入札システムの導入・拡大	44	○						
⑪談合情報対応マニュアルの制定・改訂	41	○						
⑫事業者コンプライアンス研修の実施	2							
⑬その他	3							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>福 島 県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発注部門から、入札制度の運用・監視部門、入札執行部門、工事検査部門を分離 入札制度等監視委員会に談合情報の調査検証機能を付加 郵便入札の実施 </td> </tr> <tr> <td>奈 良 県</td> <td>予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指名業者名の公表時期の見直し（事前→事後） 工事費内訳書の提出義務化（2,500万円以上の工事） 公正入札調査委員会・入札監視委員会の設置や機能強化指名停止要綱の改正（県工事等に係る重大な独禁法違反行為に対する指名停止規定の整備，指名停止期間の長期を変更（24→36月）） </td> </tr> </tbody> </table>	福 島 県	<ul style="list-style-type: none"> 発注部門から、入札制度の運用・監視部門、入札執行部門、工事検査部門を分離 入札制度等監視委員会に談合情報の調査検証機能を付加 郵便入札の実施 	奈 良 県	予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> 指名業者名の公表時期の見直し（事前→事後） 工事費内訳書の提出義務化（2,500万円以上の工事） 公正入札調査委員会・入札監視委員会の設置や機能強化指名停止要綱の改正（県工事等に係る重大な独禁法違反行為に対する指名停止規定の整備，指名停止期間の長期を変更（24→36月）） 		
福 島 県	<ul style="list-style-type: none"> 発注部門から、入札制度の運用・監視部門、入札執行部門、工事検査部門を分離 入札制度等監視委員会に談合情報の調査検証機能を付加 郵便入札の実施 							
奈 良 県	予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表							
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> 指名業者名の公表時期の見直し（事前→事後） 工事費内訳書の提出義務化（2,500万円以上の工事） 公正入札調査委員会・入札監視委員会の設置や機能強化指名停止要綱の改正（県工事等に係る重大な独禁法違反行為に対する指名停止規定の整備，指名停止期間の長期を変更（24→36月）） 							

2 ペナルティーでの対策

項 目	団体数	高知県
①契約解除の約定	38	○
②違約金の約定	32	○
③賠償金の約定	40	○
④建設業法に基づく監督処分	38	○
⑤指名停止措置	44	○
⑥総合評価落札方式での減点項目の設定	5	
⑦入札参加資格の主観点数での減点	29	○
⑧優良工事等の表彰の取り消し	1	
⑨入札参加資格申請の必須要件 （コンプライアンス実行宣言書の提出）	1	

II 各項目ごとの談合防止対策の状況

1 コンプライアンスの徹底

回答団体数=44

(1) 職員研修の実施 (10 県)

団体名	概	要
高知県	H22、23 年度に実施	
北海道	職員倫理研修を実施	
埼玉県	談合防止の観点から適宜実施	
山梨県	新採職員を対象とした部内研修で実施	
長野県	必要に応じて実施	
兵庫県	兵庫県公共工事契約業務連絡協議会で不定期に実施 (直近は H17、18、21 年度)	
岡山県	自治研修所での研修のほか、OJT を実施	
徳島県	官製談合防止法に係る研修を実施 (公正取引委員会から講師招聘)	
愛媛県	担当職員への入札契約制度説明会において口頭で説明	
長崎県	各階層発令時にコンプライアンス研修を実施	

(2) 事業者向け研修の実施 (2 県)

団体名	概	要
和歌山県	独占禁止法等の研修会を毎年実施 (公正取引委員会から講師招聘)	
徳島県	経營業務管理責任者等講習会においてコンプライアンス研修を実施	

(3) 不当要求の対応を定めた要綱等の制定

24 団体

(4) 職員通報窓口の設置

15 団体

(5) 不当要求実績 (H22、23 年度)

全ての都道府県で無し

2 談合情報対応マニュアル

(1) マニュアルの公表

区分	団体数
非公表	5
公表	42

(2) 調査実施の判断基準の規定

区分		団体数		高知県
有		22		○
無	調査委員会等で判断	15	20	
	別に定める基準により審議	2		
	発注所属長が判断	2		
	規定なし	1		

(3) マニュアルに規定する判断基準 (22 団体)

項目	団体数		高知県
	必須	いずれか	
①対象工事名	22		○
②落札予定者	16	5	○ (必須)
③談合の日時・場所・方法		19	
④落札予定金額		18	○
⑤関与した業者・人物名		16	
⑥当事者以外に知り得ない情報		16	
⑦メモ、録音、写真等具体的物証		3	○
⑧特定業者からの入札金額指示		3	
⑨発注者が公表していない情報		2	
⑩談合の取りまとめを行った者		2	
⑪落札予定業者決定経緯等		2	
⑫情報の入手先	1		
⑬入札参加者		1	
⑭具体的な談合組織の存在		1	

3 違約金・賠償金

区分	説明	割合	団体数
違約金	独占禁止法の規定により排除措置命令が確定したこと等を理由として、契約を解除した場合に徴収	10%	30
賠償金	独占禁止法の規定により排除措置命令が確定したこと等を理由として、契約を解除するか否かに関わらず請求 (契約終了後も適用)	10%	9
		15%	2
		20%	35
		30%	1

<各団体の状況>

割合		団体数	団体名
違約金	賠償金		
	10%	5	群馬県▲、千葉県、東京都、長崎県●、鹿児島県
	20%	12	北海道、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、静岡県、愛知県●、三重県●、滋賀県、京都府、大阪府、大分県
10%	10%	4	栃木県、福井県●、岐阜県、沖縄県
10%	15%	2	茨城県●、神奈川県
10%	20%	23	高知県、青森県、宮城県、福島県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県★、香川県、愛媛県●、福岡県、佐賀県、熊本県、宮崎県
10%	30%	1	石川県●

- ※ ▲印は賠償金に工事完了後も同様とする旨の規定がない団体
 ●印は賠償金に加算規定がある団体
 ★印は予定価格 10 億円以上の工事では違約金は 30%
 ____は賠償金に実損害額まで請求等出来る規定がある団体

※賠償金加算規定の内容

項目	団体名						
	茨城県	石川県	福井県	愛知県	三重県	愛媛県	長崎県
10年以内の再度の違反	○	○	○	○	○	○	○
違反行為の首謀者	○	○	○	○	○	○	○
談合の疑いがあり団体の求めに応じ談合を行っていない旨の誓約書の提出	○	○	○	○	○		○
発注者職員への不正な働きかけ					○		

※加算割合

加算割合	団体名
10%→15%	福井県、長崎県
15%→20%	茨城県
20%→25%	愛知県
20%→30%	三重県、愛媛県
30%→35%	石川県

4 指名停止期間（要綱上の規定）

自らが発注した工事における独占禁止法違反（談合）

（1）短期

指名停止期間	団体数	団体名
6月未満	10	群馬県、東京都、新潟県、石川県、福井県、岐阜県、 高知県 長崎県、鹿児島県、沖縄県（すべて3月）
6月以上 12月未満	7	北海道、栃木県、富山県、長野県、滋賀県、山口県、宮崎県
12月以上 18月未満	21	茨城県、山梨県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県 ほか
18月以上	9	青森県、福島県、愛知県、京都府、奈良県、岡山県、愛媛県 福岡県、大阪府(24月)
平均期間		10.7月

（2）長期

指名停止期間	団体数	団体名
18月未満	11	岐阜県(5月)、岩手県、群馬県、東京都、新潟県 石川県、滋賀県、 高知県(14月) 、長崎県、鹿児島県、沖縄県
18月以上 24月未満	3	北海道、福井県、長野県
24月以上 30月未満	21	茨城県、島根県、岡山県、山口県、香川県ほか
30月以上	12	青森県、宮城県、福島県、埼玉県、山梨県、静岡県、鳥取県 広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県、大分県（すべて36月）
平均		23.7月

※上記は基本的な期間であり、都道府県ごとに状況に応じた加重、減免措置の規定がある。

5 入札参加資格審査（格付け）における指名停止での減点措置

(1) 減点措置の有無

	団体数	団体名
有	38	高知県ほか
無	9	北海道、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、大阪府、和歌山県

(2) 減点措置の対象となる指名停止の時期

	団体数	団体名
審査基準日等の前	1年間	石川県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、長崎県、大分県
	2年間	茨城県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県ほか
	その他	鹿児島県(2年2ヶ月)

(3) 減点の設定方法

	団体数	団体名
△ 5点×指名停止月数	6	愛知県、三重県、奈良県、愛媛県、福岡県、佐賀県
△10点×指名停止月数	13	青森県、岩手県、宮城県、長野県、岐阜県、静岡県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、高知県、大分県
△20点×指名停止月数	2	熊本県、宮崎県
その他 ※	17	茨城県、石川県、岡山県、山口県、ほか

※その他は、指名停止期間幅ごとに減点数を設定(△10点～△50点等)したものや総合評定値(経営事項審査総合点数)に一定割合を乗じて減点するもの等

(4) 減点の下限点数の設定

	団体数	団体名
有	△1点 ～ △30点	1 長野県(△15点)
	△31点 ～ △60点	4 石川県、京都府、鳥取県、高知県(△60点)
	△61点 ～ △100点	2 滋賀県、長崎県
	△101点 ～	2 三重県、奈良県(いずれも△120点)
無	29	

6 優良工事等の表彰の取扱い

団体名	概 要
大阪府	総合評価落札方式において、入札参加停止措置（経営不振を除く）を受けた場合、優良表彰の受賞年度が、当該入札参加停止措置の措置期間の終期の属する年度以前となっていた同表彰の実績は評価の対象としない。
長崎県	指名停止を受けた場合ではなく、独占禁止法に違反する事例が『受賞した年度内に判明』した場合に、表彰受賞者としては不相当とみなし表彰を取り消している。
沖縄県	総合評価方式において、表彰の有無を評価項目としている場合、評価対象期間内に表彰を受けた発注機関から指名停止を受けた場合、指名停止日以前の受賞は評価対象としない(受賞に対する評価取り消しとする)。

7 予定価格の公表時期

(H23/9 茨城県調査)

公表時期	団体数	高知県
事前公表	21	
事後公表	17	
事前事後併用	9	○

8 閲覧期間中における金抜き設計書の公表状況

(H23/7 三重県調査)

区 分	団体数	高知県
公 表	31	○
非公表	16	

9 一般競争入札の拡大状況

(H23/9 茨城県調査)

区 分	H23/9		H19/5
	団体数	団 体 名	
原則全て	6	秋田県、宮城県、長野県、三重県、滋賀県、和歌山県	1
250 万円超	8	山形県、福島県、福井県、神奈川県、大阪府、佐賀県、宮崎県	
500 万円以上	1	埼玉県	
800 万円以上	2	奈良県、愛媛県	
1,000 万円以上	12	北海道、群馬県、山梨県、岐阜県、静岡県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県	2
2,000 万円以上	1	富山県	1
3,000 万円以上	5	茨城県、石川県、山口県、香川県、熊本県	2
3,500 万円以上	1	長崎県	
4,000 万円以上	1	大分県	1
5,000 万円以上	8	高知県 、青森県、栃木県、千葉県、愛知県、福岡県、鹿児島県、沖縄県	2
1 億円以上			11
1 億 2,000 万円以上	1	新潟県	
2 億円以上			3
3 億円以上			3
5 億円以上	1	東京都	2
7 億円以上			高知県
10 億円以上			4
24 億 1,000 万円以上			5

※ 一般競争入札未済は指名競争入札又は見積合せによる随意契約により対応
例) 高知県=5,000 万円未済は指名競争入札を実施

10 総合評価落札方式

(1) 適用される工事（金額区分）

区 分	団体数	高知県	区 分	団体数	高知県
250 万円超	4		5,000 万円以上	10	○
800 万円以上	1		6,000 万円以上	1	
1,000 万円以上	8		7,000 万円以上	2	
2,000 万円以上	1		8,000 万円以上	2	
2,500 万円以上	1		1 億円以上	3	
3,000 万円以上	10		1.8 億円以上	1	
4,000 万円以上	2				

(2) 評価項目（加点）

項 目		採用団体数	高知県	
企 業 評 価	技 術 力 評 価	①類似の施工実績	42	○
		②成績評定	45	○
		③優良工事表彰	36	○
		④ISO 等	31	○
		⑤舗装工施工体制	2	○
		⑥アスファルトプラント・船舶等の所有状況	3	
		⑦技術者確保数	7	
		⑧近隣での施工実績	6	
		⑨その他	5	
	地 域 ・ 社 会 性 評 価	①地域内拠点	42	○
		②ボランティア活動	25	○
		③重機保有	5	○
		④消防団加入	9	○
		⑤災害協力	33	
		⑥維持・応急工事実績	29	
技 術 者 評 価	⑦労災防止への取組	7		
	⑧地域企業活用	15		
	⑨技術士等活用	4		
	⑩県産材料使用	10		
	⑪地域貢献	5		
	⑫雇用対策	19		
技 術 者 評 価	⑬受注状況	9		
	⑭環境対策	4		
	⑮その他	9		
	①類似工事施工実績	40	○	
	②成績評定	27	○	
	③優良工事表彰	22	○	
ヒアリング	④CPD（継続学習制度への取組み）	34	○	
	⑤資格	34	○	
	⑥技術者追加配置	1		
ヒアリング		8		

<企業評価－技術力評価⑨その他の概要>

技術開発の実績	千葉県
受注能力	香川県
継続的な営業に基づく信頼度	福岡県
企業取組（VE 提案の採用実績）	宮崎県
経営事項審査における経営状況	鹿児島県

<企業評価－地域・社会性評価その他⑮の概要>

その他（発注機関独自設定）	北海道
労働福祉（建退共加入、退職金・定年制導入、労働条件明示）	宮崎県
企業合併	秋田県
子育て応援、仕事と生活の調和等	福島県、東京都、愛知県
新分野進出	福島県、岐阜県
工期短縮ポイント	神奈川県
JV 構成員に同種工事施工実績を有しない者	和歌山県

(3) 評価項目（減点）

項 目	採用団体数	高知県
①成績評定	8	○
②不誠実な行為、指名停止等	10	
③受注状況	3	
④安全管理	3	
⑤低入札者	1	
⑥技術提案不履行、工事の瑕疵	1	
⑦履行義務項目の不履行	1	
⑧県内下請、県内産資材使用義務違反	1	

<②不誠実な行為、指名停止等の概要>

団体名	概 要
宮城県	指名停止要領による指名停止の措置まで至らない案件で書面による警告装置がなされた場合、過去3月間に1回は評点から0.5点減点、過去3月間に複数回は評点から2点減点。
埼玉県	公告日以前2年間に県発注工事の入札参加停止措置や埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱により入札参加停止措置を受けた場合、評価点を1点減点。ただし、選択評価項目として設定。
東京都	基準日の3年前の日から起算して3年の間に指名停止を受けている場合は減点する。
千葉県	過去2年間に指名停止がある場合は、評価点を4点減点。また、過去1年間に文書注意がある場合は、2点を減点。
石川県	独占禁止法違反等による指名停止期間終了から6月を以内である場合、評価点から2点を減点。
山梨県	前年度及び当該年度の公告日までの間に指名停止期間が満了している場合、評価点を4点減点。
滋賀県	①過去2年間に入札参加停止がある場合は、評価点を減点（主観点数）。 1月未満 5 1月以上2月未満 10 2月以上3月未満 20 3月以上6月未満 30 6月以上12月未満 50 12月以上 70 ②完成工事高の嵩上げや経審点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害等の行為について、悪質の度合いに応じ客観点数の2%の範囲で減点。
大阪府	建築一式工事において、独占禁止法にかかわらず複数回の参加停止で減点措置を実施。
鳥取県	鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱により前年度に行った資格停止措置の回数に基づき、所定の計算式において現場体制点を減点する。
大分県	指名停止措置要領別表第1（虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反、事故）及び別表第4（【その他の措置基準】契約を締結しなかった場合、低入札調査に対し不誠実な行為がある場合）に該当し指名停止となった場合は評定点を0.5点減点とする。また書面による警告を受けたものは0.2点減点する。

(4) 入札記録等で公表している項目

項 目		団体数	高知県
工事名・番号		47	○
入札金額		47	○
評価値		47	○
評価点	合計点のみ	13	
	大項目ごとの点数	5	
	評価項目全ての点数	29	○

高知県談合防止対策検討委員会 スケジュール

【第 1 回】

○令和 4 年 12 月 8 日（木）10:00～12:00

高知会館 3 階 飛鳥の間

- 議題
- ・公正取引委員会による立入検査の経緯及び今後の対応について
 - ・平成 23 年度高知談合における措置及び談合防止検討委員会の最終報告への対応状況について
 - ・地質調査委託業務の入札状況について
 - ・全国の談合防止対策の実施状況調査について

【第 2 回】

○令和 5 年 2 月中旬頃に開催予定

- 議題
- ・全国の談合防止対策の実施状況調査の報告
 - ・入札状況の分析結果の報告 など

【第 3 回以降 想定スケジュール】

第 3 回 令和 5 年 4 月頃 全国調査や委員の意見を基に、入札制度やペナルティーなどの見直し案を提示し、意見を聞く。

第 4 回 令和 5 年 6 月頃 //

第 5 回 令和 5 年 9 月頃 //

令和 5 年 10 月末頃に、公正取引委員会から措置結果が出されると想定
(R4. 10. 25 の立入検査から約 1 年)

第 6 回 令和 5 年 11 月頃 排除措置命令等に伴う県の対応について

第 7 回 令和 6 年 2 月頃 最終報告とりまとめ

- ※ その他
- ・談合情報等対応マニュアルの改訂
 - ・入札・契約監視委員会の審議方法などについて意見を聞く。

資料についての補足説明

下記の資料につきましては、前回（H23 高知談合）の際の「談合防止対策検討委員会」の際に作成した資料です。

記

- 資料 3 - 1 R 3 ~ 4 「高知県談合防止対策検討委員会 審議経過」
- 資料 3 - 2 P 20 「建設工事請負契約書の賠償金条項の改正について」
- 〃 P 21 「コンプライアンスの確立に向けて」
- 資料 5 P 2 ~ 12 「全国の談合防止対策の実施状況」